

県有財産売却の一般競争入札を次のとおり行う。

平成十九年十一月二十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 入札に付する物件

番号	所 在 地	種 別	地 積 (m ²)	予定価格 (千円)
1	広島市南区出汐二丁目八二七番二七	土地	一、九九六・〇四	三九九、〇〇〇
2	世羅郡世羅町大字黒川字中山二六二番一外四筆	土地・建物・工作物・立木	三七、一四九・一六	二四、三〇〇

二 入札の申込先及び受付期間

1 申込先

〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号

広島県総務部財務局財産管理室（広島県庁舎本館三階）

2 受付期間

平成二十年一月七日（月）から平成二十年一月十一日（金）までの午前八時三十分から午後五時三十分まで。

郵送等の場合は、平成二十年一月十一日（金）午後五時三十分必着とする。

三 入札の日時及び場所

番号	入 札 の 日 時	入 札 場 所
1	平成二〇年一月一七日（木）午前一〇時	広島県庁舎本館六階 六〇一会議室
2	平成二〇年一月一七日（木）午後一時	同 右

四 入札に関する注意事項

1 次に掲げる者は、入札に参加できない。

(一) 本件一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(二) 次のいずれかに該当し、その事実があった後二年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

(1) 県との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 県の行う競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 県の行う競争入札の落札者が契約を締結すること又は県との契約者が契約を履行することを妨げた者

- (4) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、県との契約を履行しなかつた者
- (6) (1)から(5)までのいずれかに該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号から第六号に該当する者

2 入札保証金について

(一) 納付

入札に参加する者は、入札金額の百分の五以上の額の入札保証金を金融機関の自己あて小切手によつて入札当日受付の際に納付すること。

(二) 還付等

入札保証金は、次のとおり処理する。

- (1) 落札者
売買代金又は契約保証金へ充当する。
- (2) その他の者

入札当日の入札保証金納付時に交付した納記と引換えに還付する。

(三) その他

入札参加者が入札に関し不正の行為をしたときは、その者の納付した入札保証金は県に帰属する。

3 無効入札について

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (二) 入札が取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (三) 入札者が二以上の入札をしたとき。
- (四) 他人の代理を兼ね、又は二人以上を代理して入札をしたとき。
- (五) 入札者が連合して入札したときその他入札に際して不正の行為があつたとき。
- (六) 入札保証金が所定の額に満たないのに入札したとき。
- (七) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (八) 入札書の入札金額が訂正してあるとき。
- (九) 入札書の入札金額以外の記載事項を訂正し、挿入し、又は削除した場合にその箇所を押印のないとき。

五 その他

1 入札に必要な書類は、広島県総務部財務局財産管理室に備え付けてある。

2 入札等に関する問い合わせ先

広島県総務部財務局財産管理室 電話（〇八二）五二二―二三〇五（ダイヤルイン）